

善行青少年並びに青少年育成功労者表彰要綱（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この要綱は、那覇市において、青少年の善良な行為を奨励し青少年の健全育成に資することを目的として、善行した青少年及び青少年育成に貢献した者に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（表彰の方法）

第2条 表彰は、原則として毎年1回行い、那覇市教育長名をもって行なう。

2 被表彰者には、表彰状を授与するものとする。

（表彰の種別及び対象）

第3条 表彰の種別は、次のとおりとする。

（1）善行青少年表彰 個人及び団体

（2）青少年育成功労者表彰 個人及び団体

2 善行青少年表彰は、学校又は地域において、次の各号のいずれかに該当する善良な行為や活動を継続して行なっている20歳未満の個人、又は概ね20歳未満の者で構成されている団体に対して行なう。

（1）青少年にふさわしく学業やスポーツに励む行為

（2）自主的な活動でその成果が社会的に認められた活動

（3）社会環境美化等の奉仕活動

（4）親切で思いやりのある行為

（5）周りの青少年を善導する行為

（6）他の青少年や団体の模範となる行為

3 前項において、個人は概ね1年以上、団体は概ね3年以上活動を継続しているものを対象とする。ただし、その活動が顕著であると認められるときは、所定の期間に満たない場合でも表彰することができるものとする。

4 青少年育成功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する活動を5年以上行い、その功績が特に顕著であると認められる個人又は団体に対して行なう。

（1）青少年をめぐる社会環境の浄化活動

（2）青少年の余暇指導

（3）働く青少年の指導育成

（4）青少年の非行その他事故防止活動

（5）その他青少年の健全育成上特にすぐれた活動

5 活動期間の算定は推薦のなされた日を基準とする。

6 次に掲げる事項に該当するものは、原則として表彰しない。

（1）第2項に基づきすでに表彰を受けたもので、個人は3年、団体は5年を経過していないもの。ただし、学校内の団体について、表彰を受けた後に構成員が入れ替わり、その活動が顕著であると認められるときは、5年を経過していない場合でも表彰することができる。

（2）第4項に基づきすでに表彰を受けた個人。

（3）常勤の公務員で、その職務として行ったもの。

（4）既に青少年育成者団体として表彰を受け、表彰を受けた後10年を経過していないもの。

（5）一般的な活動をしている児童会・生徒会。

（6）学校又は学年全体で取り組んでいる団体活動。

（7）小学校就学前の子ども。ただし、顕著な活動をした場合を除く。

（候補者の推薦）

第4条 関係機関及び団体の長は、前条の規定に該当すると認められるものについて、第1号様式及び第2号様式により、推薦するものとする。

善行青少年並びに青少年育成功労者表彰 表彰基準表

	善行青少年表彰	育成功労者表彰
対象	(個人) 小学生(原則)以上で20歳未満	(個人) 20歳以上
	(団体) 概ね小学生以上(原則)で20歳未満で構成された団体	(団体)概ね20歳以上で構成
活動期間 (基準日は推薦日)	(個人) 概ね1年以上	(個人) 5年以上
	(団体) 概ね3年以上継続	(団体) 5年以上
	*活動が顕著であれば期間を問わない	-
除斥期間	(個人) 表彰3年未満	(個人) 表彰あり
	(団体) 表彰5年未満(学校は、除斥期間なし)	(団体) 表彰10年未満
その他除斥	(団体) 一般的な児童会・生徒会活動	-
	学校全体・学年全体	-